

富士見小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめ防止に向けての基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

「いじめはどの子どもにも、どの学級でも起こりうるもの」との認識をもって、全ての児童を対象としていじめの未然防止に取り組むことが何より重要である。そして、いじめを生まない土壌を作るために、関係者が一体となった継続的な取組が必要となる。このため、学校の教育活動全体を通じ、すべての児童に、「いじめは決して許されない」「いじめの問題に無関係ですむ児童はいない」という基本認識に立ち、すべての児童が安全で安心して学校生活を送る中で、様々な活動に意欲的に取り組み、一人一人の個性や能力を十分に伸張することができるよう、いじめのない学校づくりに全力で努めていかなければならない。

本校では、家庭、地域社会、関係諸機関との連携のもと、いじめの未然防止及び早期発見に取組み、いじめがある場合は適切かつ迅速に対処するため、いじめ防止基本方針を定める。

3 いじめの未然防止の取組

いじめを防止するには、すべての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、いじめを生まない土壌をつくるために、教育活動全体をとおして児童の学力、豊かな情操や道徳心、相互に尊重し合える態度等、人間関係を構築する力やいじめに対して適切に対処できる力を育ていかなければならない。また、教職員の資質・能力の向上、家庭や関係機関との連携等、関係者が一体となって継続的な取組を推進していくことが重要である。

（1）「主体的対話的で深い学び」の推進

- ・「わかる」「できる」が実感できる授業づくり
- ・基礎的・基本的事項の習得と学び合いを重視した授業の推進
- ・ICT機器を効果的に取り入れた個別最適な学びと協働的な学びの充実
- ・学習規律の定着を図る「富士見小スタンダード」の実践（返事、聞き方、発表の仕方等）

（2）集団づくりの充実

- ・肯定的な評価を大切にした学級経営、児童会行事等の推進
- ・児童の自主性や主体性を大切にした活動の充実
- ・異年齢集団による交流の推進

（3）豊かな体験活動の充実

- ・地域の人的・物的資源を活用した多様な学習の推進
- ・6年間を見通した体系的・計画的な実施

（4）豊かな心を育む教育の推進

- ・思いやりや自己肯定感を育む特別活動の充実

- ・ 自他を尊重し、考えやよさを認め合う道徳教育、人権教育の推進
- ・ 「SOSの出し方に関する教育」の推進

(5) 情報モラル教育の推進

- ・ 情報機器やインターネットを適切に活用する能力の育成
- ・ 人権などの権利を尊重し行動に責任をもつ態度の育成
- ・ 個人情報や著作権に関する学習の充実

(6) 家庭や関係機関等との連携の推進

- ・ 学校いじめ防止基本方針の保護者等への周知（年度当初）
- ・ 保護者との児童に関する情報の共有
- ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係機関等の活用

(7) 教職員のいじめ防止に向けた意識の向上

- ・ 「傾聴、受容、共感」を大切にした児童理解
- ・ 職員会議や校内研究会等におけるいじめやSNSに関する研修の実施
- ・ 専科担当教員や学年間交換授業等の協働体制による児童の実態把握

4 いじめの早期発見の取組

早期発見の基本は児童のささいな変化に気づくこと、気づいた情報を確実に共有すること、情報に基づき速やかに対応することである。そのためには、いじめは大人が気づきにくい形で行われることと認識し、些細な兆候であっても早い段階から関わりをもち、積極的に認知していくことが重要である。

また、教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童を見守ることも必要である。

- (1) 授業中や休み時間等における日常観察
- (2) 個人面談や教育相談の実施、電話相談窓口の周知
- (3) いじめアンケートの実施（各学期1回）
- (4) 学級生活に関するアンケートの実施（各学期1回～2回）
- (5) 児童や保護者、地域住民、関係機関等からの情報提供

5 発見したいじめへの組織的な対応

いじめの疑いがあるような行為が発見された場合、校長のリーダーシップのもと、「いじめ防止対策委員会（後述）」が中心となり、事実関係の把握、被害児童のケア、加害児童の指導など、問題の解消までを行う。なお、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、笛吹市教育委員会と連携を図り、笛吹警察署と相談して対処する。また、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

(1) いじめ対応の留意点

- ① いじめを発見した場合は、まず、被害児童の安全を確保するとともに校長に報告する。
- ② 校長は、いじめの報告を受けた場合は、いじめ防止対策委員会を招集し、適切な役割分担を行い、被害児童のケア、加害児童等関係者の聞き取り等を行い、その後の対応方針を決定する。
- ③ いじめられた児童のケアは、養護教諭やスクールカウンセラー、その他専門的な知識のある者と連携した対応を図る。
- ④ いじめが確認された場合は、被害・加害児童ともに保護者に事実関係を伝え、保護者への助言を行いながら家庭と連携を図り問題の解決にあたる。また、事実確認により判明し

た情報は適切に提供する。

- ⑤ 校長は、必要があると認めるときは、いじめを行った児童についていじめを受けた児童が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等、いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を取る。
- ⑥ 校長は、児童がいじめを行っている場合に教育上必要があると認めるときは、学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に、当該児童に対して懲戒を加える。
- ⑦ いじめの問題への対応は、いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、主体的に対処できる児童の育成をめざしたものとする。

6 いじめ防止のための校内組織

いじめ防止に向けた組織的な対応をするため、いじめ防止対策委員会を設置し、本校のいじめ防止基本方針に基づいて、いじめ防止等に関する措置を講じる。いじめ防止対策委員会は必要に応じて開催し、構成員は以下のとおりとする。

<校内構成員> 校長，教頭，教務主任，生徒指導主任，教育相談担当職員，養護教諭，学年主任，その他関係職員（特別支援教育主任，担任等）

<校外構成員> スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー，スクールサポーター，教育委員会指導主事，関係機関の助言者等

7 いじめの重大事態への対応

いじめの重大事態については、本基本方針（2 いじめ防止に向けての基本的な考え方）及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」により、適切に対応するものとする。

（１）「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」が示すチェックリストを用いた平時からの備え

① チェックリストの12のチェックポイントに基づく点検の実施

（２）教育委員会又は学校による調査（「笛吹市いじめ防止基本方針」より）

① 重大事態の発生と調査

ア 調査を要する重大事態の例

○生命，心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- ・児童が自殺を図った場合
- ・身体に重大な被害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

○相当の期間，学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

- ・不登校の定義を踏まえ，年間30日を目安とするが，児童が一定期間，連続して欠席しているような場合も教育委員会または学校の判断で重大事態ととらえる。

○児童や保護者から，いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき

- ・児童や保護者からの申し立ては，学校が把握していない極めて重大な情報である可能性があることから，調査をしないまま，いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

イ 重大事態の報告

重大事態が発生した場合，教育委員会を通して市長に，事態発生について報告する。

ウ 調査の趣旨及び調査主体

教育委員会の指示のもと対応するが，学校が調査主体となる場合は，教育委員から必要な指導，また，人的措置も含めた適切な支援を受ける。

エ 調査を行う組織

その事実が重大事態であると判断したときには、当該重大事態に係る調査を行うために、速やかにその下に組織を設ける。

オ 事実関係を明確に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係、教職員対応方法など事実関係を可能な限り網羅的に確認し、因果関係について客観的な事実に基づいて調査する。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実を速やかに調査する。

調査に当たっては、学校の設置者・学校自身が、たとえ不都合なことがあったとしても、事実にしかりと向き合おうとする姿勢が重要である。学校の設置者又は学校は、調査組織等に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組まなければならない。

〈具体的な対応〉

○いじめられた児童からの聞き取りが可能な場合の対応

- ・いじめられた児童から十分に聴き取るとともに、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査を行う。この際、個別事案が広く明らかになり、被害児童や情報提供者に被害が及ばないように十分に配慮する。
- ・調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童の保護者に対しても聴き取った事実関係を十分に説明する。

○いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合の対応（いじめられた児童が入院や死亡した場合）

- ・当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、今後の調査について説明を行い調査に着手する。
- ・調査方法は、原則として在籍児童や職員に対して質問紙調査や聴き取り調査等を行う。

○いじめられた児童が自殺した場合の対応

- ・その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。
調査は公平性・中立性を確保したうえで専門委員会が行う。調査をする際、亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、遺族の気持ちに十分配慮しながら、遺族に対して調査方法調査方法その他の調査について説明を行う。また、必要に応じて同意を得るなどして、児童への聴き取り調査、質問紙調査を行うが、くれぐれも遺族の失意の思いに対して配慮を欠くことのないように心がける。
- ・調査により知り得た情報については、プライバシーへの配慮の上、できる限り偏りのない資料、情報を集め、その信頼性の吟味を含めて事実関係を客観的かつ総合的に分析評価する。
- ・当該校においては、友人の死に直面し、児童の心の動揺や学級内に落ち着かない様子が見受けられるなど、心理的な心配がある場合には、スクールカウンセラーを要請するなど必要な措置をとることとする。また、児童の自殺には連鎖の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要となるので教育委員会と綿密な連携を図りながら慎重に対処する。

② 調査結果の提供及び報告

ア いじめを受けた児童及び保護者に対する情報の提供

学校は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係等その他必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して適時・適切な方法で説明する。

これらの情報提供にあたっては、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

イ 調査結果の報告

調査結果は、市長に報告する。上記のアの説明結果を踏まえて、いじめを受けた児童又は保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又は保護者の所見をまとめた文書の提出を受け、調査結果の報告に添えて市長に送付する。

平成26年3月5日	策定
令和2年4月1日	改訂
令和4年4月1日	改訂
令和5年4月1日	改訂
令和7年4月1日	改訂